

昭和館特別企画展 「戦中・戦後を生きた女性たち ～妻として母として～」の概要

昭和館学芸部

はじめに

戦争は人々の生活に多くの影響を与えた。戦争中、結婚や出産といった本来は個人的な問題であるはずの事柄が、国策としての側面を持つようになり、女性たちは早く結婚し、多くの子どもを産むことが当然のこととされた。またその一方で、男性に代わる労働力としても期待され、様々な職場に動員されることとなった。男性の出征により、多くの夫婦が離れ離れの生活を余儀なくされ、戦争によってかけがえのない夫を奪われた女性も多かった。

平成十四年（二〇〇二）七月二十七日から八月三十一日にかけて、第十一回特別企画展「戦中・戦後を生きた女性たち ～妻として母として～」が昭和館において開催された。

昭和館では常設展示室において、平成十一年（一九九九）三月の開館以来「母と子の戦中・戦後」をメイン・テーマにすえているが、小学校（国民学校）を卒業してから結婚や出産を経験するくらいまでの女性の暮らしについては、あまり触れられてはいない。そこで今回の企画展では、常設展示を補完する形で、戦中・戦後の若い女性たちをとりまく状況を紹

介することとした。

本稿では、当企画展の概況を再構成して紹介する。

第一章 学校から社会へ

昭和十二年（一九三七）七月に日中戦争が始まると、人々の生活にも徐々に戦争の影響が現れるようになり、服装なども規制されていった。また当時は一般に中等教育への進学率は高くはなかったが、女子の進学率は男子に比べてさらに低く、初等教育を終えた女子の多くは、労働力として社会に出ていった。後に彼女たちの就職先も、軍需産業へと集中していくこととなる。

一 おしゃれも制限された時代

昭和十二年（一九三七）八月二十四日、近衛内閣が『国民精神総動員実施要綱』を閣議決定し、国民精神総動員運動（精動と略記）が実施されるようになった。精動は挙国一致・尽忠報国・堅忍持久を三目標とし、十月には運動の推進団体として国民精神総動員中央連盟が結成され、地方には道府県単位の精動実行委員会が組織された。精動の実施により

人々の生活は様々な規制を受けることとなり、女性たちのおしゃれも例外ではなかった。

十三年三月に国民精神総動員中央連盟によって制定された「家庭報国三綱領・実践十四要目」には、服装は「質素簡單を旨とし」「成るべく新調を見合せ」るよう定められている。同年六月には綿製品の製造・販売が制限され、綿製品が市場から姿を消し、衣料物資自体が手に入りやすくなったため、退蔵品の活用、更生服の利用がさかんに叫ばれるようになった。

髪型についても、前出の「家庭報国三綱領・実践十四要目」では「徒らに外来の風を模倣することを避け」るよう定められ、十四年六月にはパーマントが禁止され、女性雑誌では時局にあった髪型として、自分で手軽に結える髪型が紹介されるようになった。

十七年二月には、十五年から食料品などに実施されていた配給制度が衣料品にも適応され、総合点数制による切符制に切り換えられたため、切符なしでは衣料品を購入することができなくなった。

こうして年を追うごとに、精神面だけでなく、物質面でも華やかなおしゃれを制限する動きが高まっていき、空襲に備えて行われるようになった防空演習も、女性の日常着に変化をもたらした。

当時、女性の日常着は和服がほとんどであったが、和服は消火・避難などの活動には不向きであったため、それまでは農山村の作業着であった筒袖の着物にもんぺという服装が活動的であると奨励された。新調しなくても、手持ちの和服を仕立直して作れる手軽さも時局に合い、女性雑誌などにも十二年頃から女性の非常時服装として、もんぺの作り方の記事が掲載されるようになった。十三年十月号の『主婦之友』にも「今では一般都会人の間にも新しく認識されてまゐりました。先般、東京市

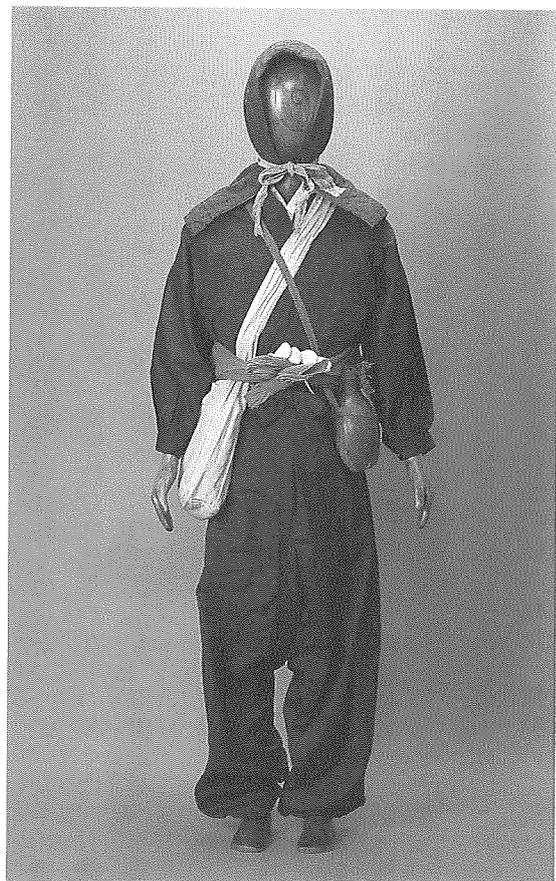


写真1 女性の防空服装

で行はれた各区の防空、防火演習には、市民拳つてもんぺを着用し、甲斐甲斐しい働きぶりを示したほどであります」との記事が見られる。

十五年一月に男性用の国民服を制定（十一月法制化され国民服令が公布）した政府は、婦人用の服装にも時局にあった基準を定めようと、考案を全国に募集した。十七年二月の厚生省次官会議によって決定された標準服には、洋服型の甲型、和服型の乙型、活動衣の三種があった。生地は任意とされていたが、これは退蔵衣料を更生し、自家で縫製することを前提としていたためである。広く普及した男性用の国民服と違い、女性用の標準服はほとんど普及することはなかった。

標準服の代わりに広く普及したのが、非常時に着用されていたもんぺであった。十七年四月の初の本土空襲以降、空襲の危険が身近に迫ってくるにつれて、都市部でも日常着として着用されるようになっていった。十八年四月号の『生活』には「被服の目的は健康と働くことを第一に」

で始まる「戦時被服数へ唄」が掲載されている。十までの数え唄のなかには「見かけのよしあし気にするな、馴れると何でもよくなるぞ」などの言葉が見られ、当時の衣服に対する考え方の指針が窺える。

十八年六月に政府は繊維の消費節約のため、「戦時衣生活簡素化要綱」を発表した。その内容は衣生活の徹底的簡素化を図るもので、和服の袂は短く、衣類の新調を抑制するなどというものも含まれていた。それを受けて、大政翼賛会は衣生活の刷新要綱として、「短袂実行」「国民服着用」「モンペ着用」「衣類の融通交換」の四つを指示した。同年八月には大日本婦人会が銀座などで「決戦です！ すぐ、お袖をきって下さい！」とカードを手渡すという、「長袖追放運動」が展開されたことが『アサヒグラフ』（昭和十八年九月二十二日号）でも大きく報じられている。

昭和十九年六月から空襲が激化するとともに、空襲に備えての防空服装が定着していき、「戦時服装としての女子のモンペ、ズボン、男子の戦闘帽、巻脚絆の着用は防空頭巾の流行と共に昭和二十年春頃には山間僻地にまで浸透し」（『朝日年鑑 昭和二十一年版』）ていたという。

二 銃後を担う女性たち

男性が次々と出征していくなかで、男性に代わる労働力が必要とされた。

昭和十五年（一九四〇）二月に、軍需産業・重要産業の労働力確保のため、不急業種の青少年雇用を制限する「青少年雇入制限令」が公布されると、女子は料理店や娯楽場などへの就職が制限され、彼女たちの就職先は軍需産業へと集中していった。

十六年（一九四一）十一月には「国民勤労報国協力令」が施行され、十四歳以上二十五歳未満の未婚の女子にも年間三〇日（のちに六〇日）以

内の勤労奉仕が義務化された。勤労報国隊として、十七年には約一三万人の女性が生産配給、運輸通信などの業務に出勤した。

その後も労働力不足は深刻化し、男子労働力を有効に生かすため、十八年九月二十三日「禁止職種ニ従事スル男子労働者ニ対スル措置」が告示された。これによって女子または四十歳以上の男子で代替し得ると認められる、事務職や車掌などの十七職種が指定され、十四歳以上四十歳未満の男子の就業が禁止・制限されることとなった。禁止された十七職種は次の通りである。

- ①事務補助者 ②現金出納係 ③小使・給仕・受付係 ④物品販売業の店員・売り子 ⑤行商 ⑥外交員・注文取り ⑦集金人 ⑧電話交換手 ⑨出改札係 ⑩車掌 ⑪踏切手 ⑫昇降機運転係 ⑬番頭・客引
- ⑭給仕人 ⑮料理人 ⑯理髪師・髪結・美容師 ⑰携帯品預り係・案内係・下足番

制限禁止の発効は、女子等を補充するに必要な期間、業務の難易等を考慮して、職種により四カ月、六カ月、八カ月の猶予期間をおいた。禁止職種に就業しており、転換が必要とされた男子従業員の総数は告知日現在で二〇万五八四七人にのぼった。

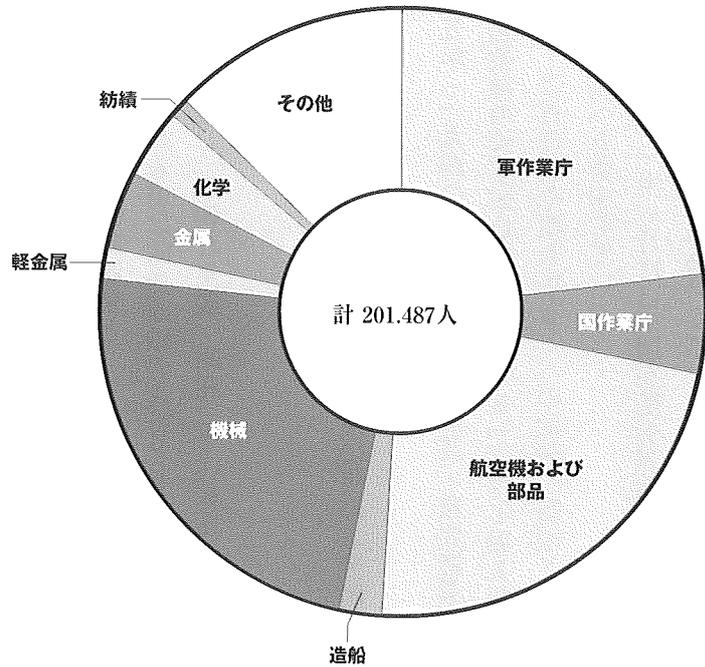
また同月には「女子勤労動員促進に関する件」が閣議決定され、町内会や婦人団体等の協力で「女子勤労挺身隊」を組織させ、勤労動員する制度が採用された。これにより、男子の就業禁止によって補充を要する業務をはじめ、航空機関係工場や政府作業庁等へ多くの女性が動員さ

図表1 勤労報国隊出勤状況 昭和17年～19年

年度別	男	女	計
昭和17年	2,570,037人	1,342,877人	3,912,914人
昭和18年	2,010,211人	1,221,779人	3,231,990人
昭和19年	3,308,442人	1,867,734人	5,176,176人

『日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態』

図表2 女子勤労挺身隊の産業別受入状況 昭和19年3月末現在



労働省『労働行政史』

れることとなった。女子勤労挺身隊の動員期間は、従来の勤労報国隊と異なり、一年ないし二年の長期にわたった。

その後も、戦争の激化にともない、女子動員の強化が必要となり、十九年三月「女子挺身隊制度強化方策要綱」が閣議決定され、女子挺身隊への加入が強制されることとなり、八月には「女子勤労挺身令」が施行され、女子挺身隊制度は法的な根拠を与えられた。終戦時には四七万人を超える女性が勤労挺身隊員として動員され、なかには、動員先で空襲に遭い、命を落とした女性も少なくなかった。

三 女性は家庭へ

昭和二十年（一九四五）八月十五日の終戦によって、銃後の諸産業を担っていた女性たちの生活は大きく変化することとなる。復員してくる男性の失業対策として、女性の大量解雇が推進されたのである。

昭和二十年九月二十日の『読売報知新聞』には「働く女性は何処へゆく 帰るに家なき歎き 重要産業から離れる二百万人」という記事が掲載された。記事には「戦争終結直前の女子有業者総人口は千三百六十七万に達し、戦力増強の重要産業たる鉱業、工業、交通業関係だけでも三百十三万を数へたのであった。この中簡単に復員出来る女子学徒八十三万一千（若干の農業関係動員者を含む）、女子挺身隊四十七万二千を除いてもなほ二百萬前後の一般女子従業員がゐた」とあるように、銃後の諸産業は女性たちによって支えられていた。しかし、「戦争終結に伴ふ軍の復員や軍需から民需への産業転換による男子の失業人口は内地だけでも約八百万人といわれ、その就職問題の解決は新日本建設のための重要課題」であるとし、厚生省は男子復員を円滑に行うため、女子の有業総人口を過去において最も不況が深刻であった昭和五年現在の約一〇六〇万人程度にまで縮減したい意向を持ち、学徒や挺身隊以外に約一八一人の女子の家庭復帰を目論んでいたという。

記事では「一家の柱であった男子の戦死や戦災死によって資産を持たぬ寡婦、娘であっても自活或は生活の主体者として家族の扶養に當らねばならぬものなどが相當に増えてゐる今日、女子の失業問題もなかなか軽視出来ないものがある」と、苦しい立場に置かれた女性たちの存在を認めており、大阪市電の一斉解雇に対し「戦争中ヤイヤイって引っぱり出しておきながら今すぐ家庭に帰れといふやうな、女を道具視する考へ方には応じられない」と全従業員が抗議していることも伝えている。

しかしその半月後には、十月四日の『朝日新聞』が「失業四七七万と推定 女子は極力家庭へ復帰」という見出しで、厚生省が発表した「女性を家庭に復帰」させることについての具体的な数字を発表している。厚生省は失業人口を七八四万人、そのうち各種職業部門で働いている女性を男子と代替させられる数を合計三〇七万人と推定し、代替が可能とすれば男子の就職不能者は四七七万人に減少するとして、失業問題の解決のために女性の解雇を促している。

動員を解かれ家庭に戻ることを喜ぶ女性もいたが、働く意欲があったり、家計を支えるために働かなければならない女性にとっては職場を奪われることとなった。

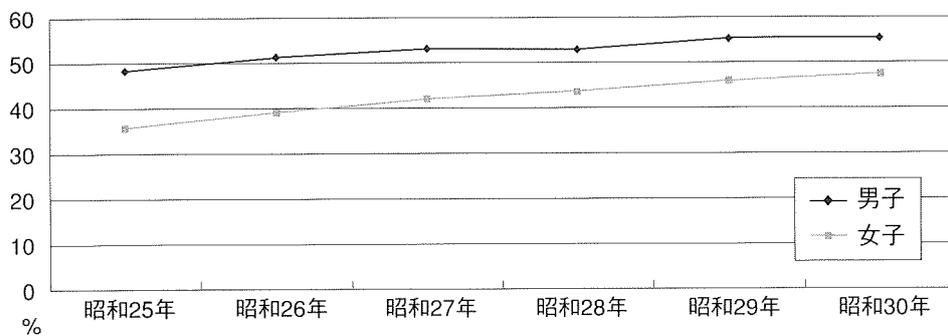
四 進学率の上昇

終戦後、女子の教育も大きく変化した。

戦前・戦中の教育制度では、小学校六年の義務教育の後は、高等小学校（男女とも）、中学校（男子）、高等女学校、実業学校などに分かれて進み、男子は高等学校、大学へと進学できたが、女子は一般的には大学に入ることができなかった。しかし、昭和二十年（一九四五）十二月「女子教育刷新要綱」の閣議了解によって、二十一年の入試から女性にも大学の門戸が開放された。

二十二年（一九四七）三月三十一日には、男女の教育の機会均等などを定めた教育基本法が公布・施行された。国民学校初等科は小学校と改称され、小・中学校の九年間が義務教育となった。四月一日には新学制、六・三制教育がスタートし、三一九万人の新制中学一年生が誕生した。翌二十三年（一九四八）四月、小・中学校に一年遅れて新制高等学校が発足した。女子の高等学校への進学率も徐々に上昇していった。

図表3 高等学校への進学率（昭和25年～30年）



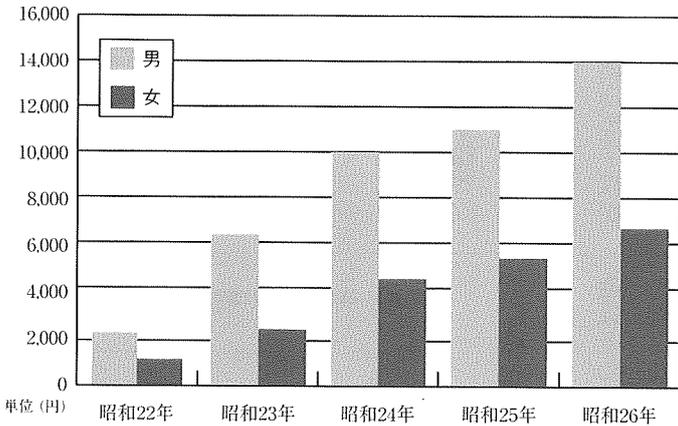
文部省『日本の教育統計 23-40年』

五 戦後の女性たち

昭和二十年（一九四五）十二月に衆議院議員選挙法が改正され、二十歳以上の男女に選挙権が、二十五歳以上の男女に被選挙権が与えられることとなり、婦人参政権が実現した。



写真2 ポスター 婦人の皆様へ
昭和21年(1946)4月10日の衆議院議員総選挙で、初めて婦人の投票が行われた。その際に婦人向け広報に掲示されたポスター。(筆者の名前が墨塗りされているのは、候補者名との混乱を防ぐため) 昭和館蔵



図表4 男女一人当たりの1ヶ月平均現金給与額(昭和22~26年)
現金給与額とは定期・臨時の一切を含み、所得税・貯金・組合費・購買代金等を差引かない前の総額。『日本統計年鑑』



写真3 図書館でファッション雑誌に見入る女性たち
昭和24年(1949)5月 米国立公文書館提供

翌二十一年四月に行われた総選挙では三九人の女性代議士が誕生した。同月には、初の婦人警官六二人も誕生し、交通整理などの勤務に就くなど、これまで男性のみに開かれていた職場への女性の進出が始まった。

二十二年に男女の教育の機会均等が実現し、それによって女子の大学等への進学率は徐々に上昇していき、それにもなって医師や弁護士といった専門分野へも多く女性が進出していくこととなった。

また、戦争中はおさえられていた女性たちのおしゃれへの関心が、戦後再び高まった。戦中は禁止されていたパーマメントもいち早く復活した。

衣料品は依然不足していたが、洋服へのあこがれと、衣料品不足を補う必要性から、自分で作る洋裁ブームが巻き起こった。婦人雑誌も華やかなファッションを紹介するようになり、二十一年(一九四六)に再開された洋装学校には応募者が殺到した。同年には『装苑』『スタイルブック』などのファッション雑誌が創刊され、新しいファッションを全国の女性に広めた。

ほとんどの家庭で洋裁が行われて、女性たちは自作の服で衣料不足を補った。女性のもんぺ姿は次第に消えていった。



写真4 腕を競う美容師
パーマネント技術を競うコンクールの様子 昭和21年(1946)12月 米国立公文書館提供

第二章 女性と結婚

一 結婚報国

戦争中、政府は人的資源の確保のため、女性たちがより多くの子どもを産むように「結婚報国」のスローガンの下、国策として早婚を奨励した。

昭和十六年(一九四二)一月に決定された「人口政策綱領」は、兵力と労働力という人的資源の確保を目指した政策であった。人口増加の中心

課題は出生の増加で、一夫婦平均五子をもうけることが目標とされた。そのために早婚が奨励され、「心身共に健康な人を選べ」「なるべく早く結婚せよ」「生めよ育てよ国のため」などという「結婚十訓」が作られた。結婚を促進するため国などによって結婚相談所が設けられたり、国民優生連盟などによる結婚資金貸付の斡旋も行われた。また「白衣の勇士」と呼ばれていた傷痍軍人との結婚や、満洲開拓団の独身男性と結婚し「大陸の花嫁」となることも奨励されていた。

男性が応召するため、なかにはあまり顔を合わせることもないまま結婚したり、応召前夜にあわただしく婚礼を行うということもあった。

二 結婚式は簡素に

昭和十二年(一九三七)八月から国民精神総動員運動が実施され、その一環として冠婚葬祭の簡素化が取り上げられていた。また「贅沢は敵だ」というスローガンの下では結婚式も例外ではなく、結婚衣装や挙式の方法などは地味で質素なものが理想とされた。しかし物資不足のなかでも酒などが結婚式のため特配されるようなこともあった。

新聞や雑誌でも時局にあった結婚式の例などが紹介されている。十五年の『写真週報』(九月十一日号)の「結婚新体制」という記事は、結婚は全廃し、誓約書か健康診断書の交換程度とし、結婚式は持ち合わせの衣服で最もよいものを着るか、男子は国民服、女子は留袖で自宅又は神社で厳粛に行うこととある。また披露宴についても、盛大を誇る必要はなく、将来の指導を願う意味で行うものであるため、近親者や恩人、親友を招いての会食か茶会程度で済ませることとあり、式、披露宴ともに簡素化が奨励されている。

十七年(一九四二)二月から衣料切符制が導入されるなど衣料事情が



写真5 優生結婚相談所・東京三越百貨店
婚礼用品売場脇に設けられた厚生省の結婚相談所。昭和15年（1940）12月 松田正志撮影（JPS）



写真6 戦争中の結婚式・京都
花嫁の衣装は色留袖と思われる。新郎は国民服に儀礼章をつけている。列席者は、国民服に混じって、モーニングでも足元はゲートル巻きという姿も見られる。昭和19年（1944）2月 昭和館蔵

悪化するにつれて、晴れ着も入手困難になっていった。十八年の『服装文化』（九月号）の「全国結婚式服簡素化案」では各県の簡素化案を紹介しているが、なかには花婿は国民服、花嫁は婦人標準服と定めている県もある。

しかし、結婚する本人や親にとって結婚式ぐらいはこれまでのような豪華な衣裳で挙げたいという思いは断ちがたく、伝手を使って入手して着用することもあったことが、『婦人年鑑 昭和十九年度版』に「未だに

二十日の『朝日新聞』には「適齢女子は結婚難」という記事が掲載されている。

四 新しい時代へ

昭和二十一年（一九四六）に公布された日本国憲法では、結婚は家同士の結びつきではなく、個人の意思によってするものとなった。復興にともなって人々の暮らしも徐々に安定し、結婚に対する考え方も少しずつ

振袖着用の花嫁が消滅せず」「衣料切符の闇取引なども一部に行はれた事実があり、親心の反省が大いに要求された次第であった」という記述が見られることから窺える。

三 戦争が終わって

適齢期の男性が戦死したことによって、男女の人口比がくずれ、女性の結婚難の時代といわれるようになった。また戦争と戦後の混乱で婚期を逸した男女も多く、集団見合いも行われた。

昭和二十五年（一九五〇）の国勢調査では、女子が男子より一六三万人も多く、二十五歳から三十四歳の男子は最も不足し、一〇二万人も少ないことがわかり、翌年二十六年五月

つ変化していくこととなった。

見合いと恋愛結婚の比率を見ると、昭和十五年から十九年の調査では恋愛一四・九%、見合いが六九・一%であったが、二十五年から二十九年までは恋愛三三・一%、見合いが五三・九%と恋愛結婚の占める割合が増加している。

戦中は、十五年（一九四〇）七月に「奢侈品等製造販売制限規則」（いわゆる「七・七禁令」）によって金糸などを使った豪華な織物の製造販売が禁止されていたが、戦後は伝統的な花嫁衣装も復活し、再び華やかな結婚式が行われるようになった。



写真7 新憲法普及のポスター
昭和21年（1946）11月に公布、翌年5月に施行された「日本国憲法」の各条文について、旧憲法と比較することによって啓蒙、普及を図ったもの。昭和22年（1947） 昭和館蔵

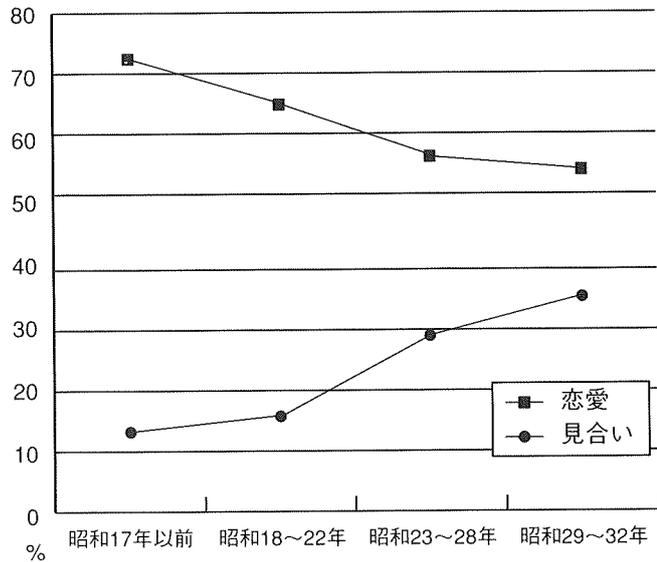
日本国憲法
第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。



写真8 多摩川土手の集団見合い
結婚雑誌の出版社が主催した集団見合いには約300人の男女が集まった。
昭和22年（1947）12月 米国立公文書館提供

図表5 結婚年次別にみた恋愛結婚・見合い結婚の構成 人口問題研究会



第三章 妻として母として

一 産めよ殖やせよ

戦中、政府は人的資源確保のため、人口増加をめざし、「産めよ殖やせよ」「多産報国」のスローガンのもと出産・多産を奨励した。政府はこの傾向をさらに促進するため、昭和十五年（一九四〇）十一月から十人以上の子を成した家庭は「優良多子家庭」として表彰することとした。

二 夫の出征

戦中は結婚をしても、多くは夫の出征によって離れ離れの生活となり、夫婦で一緒に暮らす期間は決して長いものではなかった。なかには「結婚後わずか二週間で、夫が召集された」（『声なき声を語り継ぐ』妻もいた）。

私の主人が召集を受けて出征して行ったのは、昭和十二年の十月十三日で、その年はまだ稲の取り入れが終わっておりませんでした。（中略）結婚した時は私が十九歳主人が二十四歳でした。あくる年の四月に長男が生まれ、私は二十歳にはもう子供の母になっておりました。その当時は、召集令状を戴くと名譽だと、喜んでいなければならぬ時代でありましたが、内心は不安で一杯でした。出て行く当人のこと、留守家族のことを思えば泣きたい気持ちでしたが、表に現すことはできませんでした。

（長谷川チヨ「牛を使うはめとなつて」『生きる 戦時下しばた市民の記録』）

離れ離れとなった夫婦にとって、手紙やはがきのやりとりが、お互い

の無事を確かめあい、わずかな思いを伝える唯一の手段であった。

【戦地からのはがき】

自分で便り出さない癖に手紙の来ない事が焦だたい位、これからは度々便りしやと思ふ。兎に角私が出さ無いからと云つてお前が出さないのは銃後の良妻賢母とは言えないぞ、長男出生と云ふ通知が今日も届くだらうと鶴首して居るのに、私の方でも色々と手続を要するのだから至急通知を欲しい。まさか万一の事なんか無かつたらうな御蔭で私ハ至極頑健にて軍務に精勵して居る、銃後も今や責任重大だぞ、両親への孝養、家政、子弟の養育等一にか、つてお前の双肩に在る、頑張れ、

佐賀県の富永ちか子さんへの夫からのはがき 昭和十三年（一九三八）頃 昭和館所蔵

三 赤ちゃんはお国の宝

戦中は出産や育児もまた「報国」であつた。乳幼児の死亡を防ぎ、できるだけ丈夫に育てあげることが母親の重要な義務であるとされた。

昭和十七年（一九四二）五月から乳幼児にも体力手帳が交付され、決められた月齢に栄養状態や疾病検査を受けることが義務づけられた。また妊婦には同年十一月から妊産婦手帳が交付され、妊婦の健康診断が義務付けられた。妊産婦や乳幼児は保護される対象とされ、食糧や物資の特配が行われた。

しかし、支えとなる夫と離れ、食糧や物資が不足し空襲が激しくなつていくなかでの育児は困難を極めた。戦争が激しくなつてくると、栄養不足や空襲時の精神的ショックで母乳が止まってしまう場合もあった。

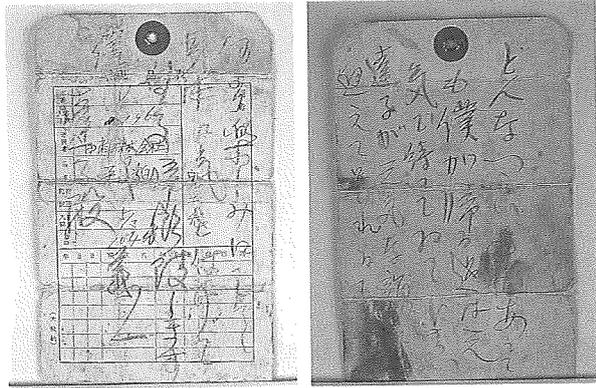
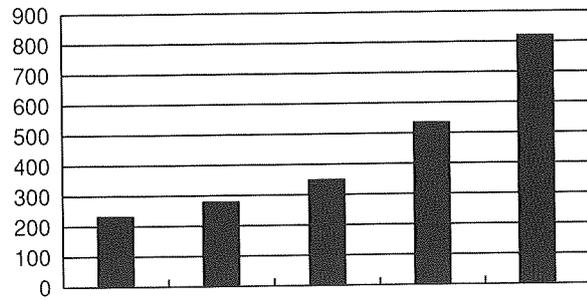


写真9 荷札に書かれた手紙
大阪府の小川義一さんが大阪港から出征するときに、甲板から見送りに来た妻の達子さんへ投げたもの。義一さんは13年8月に戦死した。
昭和12年（1937） 昭和館蔵

図表6 兵員数の推移（軍人・軍属） 昭和16年～20年



（万人） 昭和16年 昭和17年 昭和18年 昭和19年 昭和20年

各年末、ただし昭和20年は8月15日まで。

【昭和日本史 4 太平洋戦争前期】

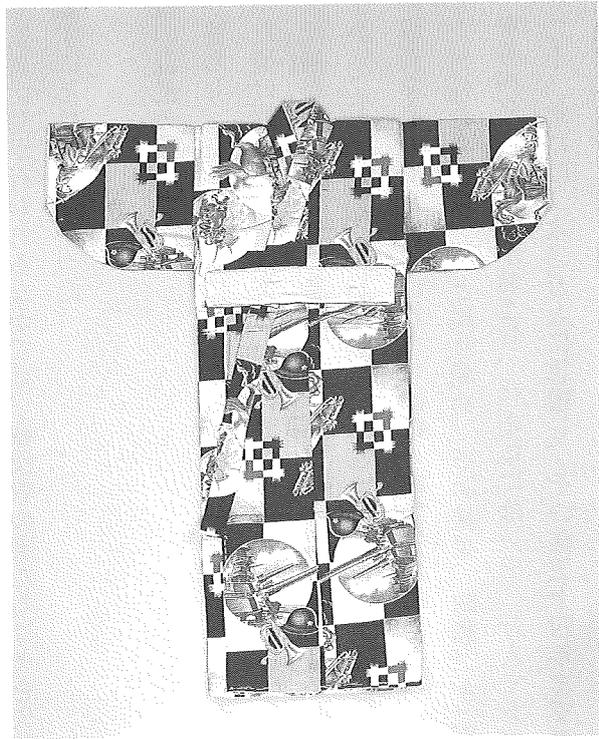


写真10 初着
軍艦やラッパなど戦時中らしい模様である。
昭和18年 昭和館蔵

母親たちは空襲があると、自分と子どもの分の避難用の荷物を持ち、子どもを抱えて避難しなければならなかった。空襲に備え、乳幼児と母親の疎開もすすめられた。

四 夫の戦死

戦中、夫の戦死はお国のためであり、戦没者の遺家族は「誉の家」などと称えられていた。

妻たちは若くして夫を亡くしていることが、産経新聞社が日本遺族会の会員約四七〇人を対象に行ったアンケート調査の「戦没者の妻が夫を亡くしたときの年齢は、平均二七・一歳。結婚生活は、平均五年一月」（『声なき声を語り継ぐ』）という結果からも窺える。

恩給の給付や軍人援護会・婦人会などを中心にした軍人遺家族への援護活動も活発に行われていた。

昭和十年（一九三五）には初の軍人遺家族母子ホームである武蔵野母子寮が開設され、寮では遺家族母子の授産や職業補導なども行われていた。その他にも、戦没者の妻の自立を助けるため、十四年九月から勇士未亡人教員養成所が開設され、小学校・中等学校教員の特別養成の道が開かれ、自営業志望の場合にも、生業資金の貸与なども行われていた。また、子どもの育成に関しても、公共学校授業料の減免・学用品具の給与・就学資金の給付などが保障された。

また当時の女性雑誌などでは、「護国の英霊を父として生まれた軍国赤ちゃんの母の感涙座談会」など、戦没者の妻たちの健気に生きる姿を



写真11 ポスター 感謝で守れ勇士の遺族 昭和館蔵

紹介する記事も多く見られた。

実家に身を寄せて親子で世話になった当時、私は七ヶ月の身重の体だった。当時は農村でも生活はやはり苦しかった。実家でも子供が数人おり、私の気苦労も絶えなかった。それから三ヶ月後に無事出産したが、やはり種々と無理があつてか、子供は二十日生きて死亡してしまつた。その時は戦地にいる主人の身替わりになつたのかと、悲しくもあきらめていたが、それから一ヶ月もたたない内に夫の戦死の公報が入つた。

お国のため名誉の戦死とは言え、目の前は真暗だった。この先子供を抱いてどうして生きて行つたらよいのかと思うと、食事も喉を通らない毎日だった。

(斎藤トミ「生木裂かれて生き別れ」『生きる』)

様々な援護活動が行われるなかでは、戦没者の妻たちは夫を失った悲しみを表すことはできなかった。

五 戦後の混乱のなかで

戦争が終わり、日々の空襲におびえることはなくなった。しかし、廃墟となった焼け跡での生活は苦しいものであった。戦中からの食糧不足もさらに深刻なものとなり、急激なインフレなどにより経済が混乱した社会のなかで、子どもを抱えて生きていくことは労苦の連続であつたが、子どもの成長を心の支えに、母親たちは精一杯に生きた。

復員した男性たちが家庭へと戻り始め、その結果、昭和二十二年（一九四七）からベビーブームがおこり、二十年には一三二万人であつた出生数が、二十二年には二六〇万人に急増し、その後二十四年までの三年間の出生数は八〇〇万人を超えた。

たとえ食べていくのが精一杯の日々が続いていても、夫婦が共に暮らせるようになったことは、家族の生活に明るさをもたらした。

十二月二十五日の朝、ご飯を食べているときです。私の弟が、『坊やの父ちゃんみたいなの、ダイモンを歩いて来たよ』というので、夢ではないかと思いました。ひげをボウボウと伸ばし、飯盒一つ持っただけでしたが、それでも元気に帰って来ました。

その晩は本当に嬉しく賑やかでした。坊やもまた父ちゃんが来たと大喜び、小さいのは何もわからずに泣いたり笑ったりでした。

(高橋トシミ「過去の面影」『生きる』)

戦争が終わってから、南方、華中、華北で戦死された方々の公報が入ってきます。また、内地勤務の方たちが続々復員して来ました。村

では悲喜こもごもの日がしばらく続いたのでした。

終戦の年も暮れ、二十一年の春になっても主人からは音信不通でした。そのようなとき、私たち家族に夢のような吉報があったのです。それは忘れもしません、五月十七日の昼すぎでした。「十八二チ、シバタエキツク」の電報を受けとったのです。家内中大喜びで、二里の道もその日は遠く感じませんでした。汽車から降りた主人は疲れも見せず、日焼けした元気な姿で私たちの前に立ちました。

出征の時には、村の人から歓呼の声に送られて征き、お国のために苦勞してきたのに、コソコソ帰るようになり、家族としては遣る瀬のない気持ちでした。

（阿部サチ「南方沖に散った義弟」「生きる」）

しかし、すぐに復員できた人ばかりではなく、舞鶴港などでは未帰還の夫の無事を信じて待ち続ける妻の姿が見られた。なかには待ち続けた末に、夫の戦死を告げられる場合もあった。

八月二十六日、公報がきました。

『右昭和十九年拾月二十一日支那方面において戦病死せり』

生きているとばかり思っ毎日まっていたのに、どうして十九年に死んだのが通知できないのだろうか。まして戦病死なら初めからわかっていたのにと、くやしき、悲しさで胸もいっばいになり、ついぐちが出てしまいました。

八月十五日のあの放送を聞いてから、何時主人が帰ってもいいようにと洋服ダンスも全部いれ替えて待っていたのに……

（森カネ子「職歴遍路」『いしずえ』）

六 戦没者の妻の戦後

終戦によって、社会における「誉の家」「軍国の妻」などという戦没者遺族に対する尊敬の念も一変し、さらに昭和二十一年（一九四六）二月二十一日には「恩給法の特例に関する件」（勅令六十八号）が公布され、旧軍人軍属とその遺族に対する恩給が停止・制限されることとなった。これによって戦没者の妻たちの生活は、精神的にも経済的にも苦しいものとなった。

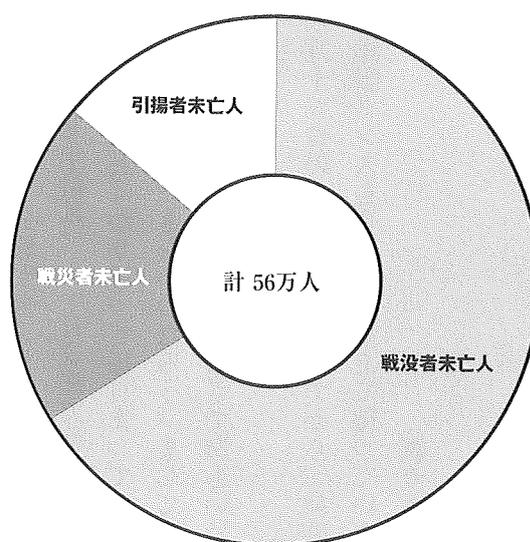
終戦後の戦没者の妻たちの状況を、武蔵野母子寮の寮長である牧野修二が次のように紹介している。

昭和二十年八月十五日、敗戦ときまるや、全国民は、特に戦争未亡人は、絶望の淵に墜落した。亡夫の死は犬死にと化し、何のために自分ら一家が犠牲を負ったか、憎悪と自嘲に駆られた。遺族扶助料停止、一時賜金取上げ、軍事扶助法廃止、次から次へと援護は剥奪された。戦犯人の如く世間は白眼視し、官公庁ははれ物にさわるがごとき態度と変わった。悪性インフレは急騰し、食糧不足は甚だしい。疎開先からは邪魔者扱いされ、帰るべき家は焼失している。しかも復員を迎えた隣家では賑やかに酒宴しているが、永久に還らぬ父の位牌を抱いて母子は泣くばかりだ。

（牧野修二「母子保護事業」『社会事業講座第五卷』）
また、妻たちが当時を回想して記した手記にも、夫を亡くした悲しみ、子どもを不憫に思う気持ちとともに、経済的にも苦しい状況におかれていたことが記されている。

戦死公報を受け取った時は張りつめていた気がぬけ全身の力が尽き、呆然としてしまって目の前が真っ暗になり、子供達の顔を見てはこれからどうして生きて行こうか、どうして生活して行ったらよいのかと

図表7 全国の戦争未亡人総数



昭和22年(1947)5月現在の推計によると、全国の戦没者未亡人37万、戦災者未亡人11万、引揚者未亡人8万、計56万人で、この3者を合わせて戦争未亡人と呼ぶことが多い。
北河賢三『日本の歴史 現代 戦後の出発』青木書店 平成12年

涙の明け暮れでした。(中略)いつも里の兄が暮れには子供達に小遣いを持ってきてくれますが、ある年のことその上に本箱を買ってくれたのです。子供たちは大喜びでしたが、お正月のもちも買えない時だったので、すぐあとから家具屋さんに行き、お金にかえて来てお正月を越したものでした。

(前田正子「戦後の思い出」『追憶』)

お父さん、あなたは どうして死んだのですか、子供がかわいそうじやありませんか。一体私と子供が どうして生きていたらよいのですか。私にはもはや、何の見当もつきません。あどけない、何も知らないあの子供等が、あまりにもかわいそうじやありませんか。私たち母子四人が、あなたのお手柄と、武運長久をお祈りしながらどれほど復員の日をまつたかしれません。あなたの子等もかわいい手で、ポンポ

図表8 戦没者遺族の家庭における収支状況(収入・支出・平均不足額)

家族構成人数		収入	支出	平均不足額
一人	一般遺族家庭	205.00	311.00	106.00
	未亡人家庭	89.00	235.00	146.00
二人	一般遺族家庭	215.75	436.00	220.25
	未亡人家庭	90.75	356.50	265.75
三人	一般遺族家庭	413.50	724.00	310.50
	未亡人家庭	88.50	394.00	305.50
四人	一般遺族家庭	411.50	805.75	394.25
	未亡人家庭	85.00	492.50	407.50
五人	一般遺族家庭	437.50	937.50	500.00
	未亡人家庭	178.50	705.00	526.50
六人	一般遺族家庭	534.00	1,042.50	508.50
	未亡人家庭	225.00	750.00	525.00
平均	一般遺族家庭	369.41	709.16	339.75
	未亡人家庭	126.12	488.66	362.54

単位(円)

一般遺族家庭とは、父母兄弟等の稼働人員を有する家庭。
未亡人家庭とは、未亡人と遺児のみの家庭。
「東京都ニ於ケル遺族生活状況調査」(同胞援護会東京支部 昭和21年)

ンと手を打って、お祈りのときの口ぐせに、「お父さん早うお上がり」だったのです。そして子供等は「よそのお父さんは帰るのに、家のお父さんはいつ帰るの」と何度聞いたかしれません。

(中野きくえ「祈りの生活」『いしずえ』)

二十三年（一九四八）頃から、婦人雑誌の『婦人公論』『主婦之友』では、苦しい境遇に追い込まれた戦争未亡人たちの心の叫びを聞くごと、手記や短歌などを募集し、誌上で発表した。寄せられた作品からは、彼女たちの苦しさが窺える。

いくそたび外の靴音のすぎゆきてむなしき日々は堪えがたきかも

高知県 武政加登子『いとし子と耐えてゆかむ』

還り来ぬ夫とは知れど復員のラジオニュースに胸を躍らす

鳥取県 宮本美子『この果てに君ある如く』

ひたすらにミシンふむ夜は寂しくも悲しくもあらずひとすじの道

山形県 石塚京子『この果てに君ある如く』

還りこし人を迎ふるとよめきを垣こし見をり夫なき我は

長野県 植田真智子『この果てに君ある如く』

母われがこよひも夜業はじむれば父なき子らよかたまり眠る

栃木県 田中とし子『この果てに君ある如く』

子の為に生きるにあらで子によりてたどたどししながら人の世を行く

鹿児島県 阿部可鶴子『この果てに君ある如く』

亡き夫の仏壇買わんときりつめてためた金さえ税にとられる

山本とめ子『われら母なれば』



写真12 授産所で働く戦争未亡人 昭和22年（1947）11月 米国立公文書館提供

児等四人育てがたきと思ふとき夫の写真はしかる如見ゆ

福岡県 福田靖子『この果てに君ある如く』

戦没者の妻たちの苦しい生活は、戦後しばらく続いたが、二十七年に「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が制定され、戦没者遺族に対する年金給付が始まり、翌二十八年には「恩給法の一部を改正する法律」が公

布・施行され、恩給が復活した。また、三十八年には「戦没者の妻に対する特別給付金支給法」が制定され、その対象件数は四二万一七二〇件にのぼった。

七 戦後の出産と育児

戦後、社会の復興とともに、出産や育児にも変化の兆しが見え始め、出産の場所は、徐々に家庭から病院や産院へとうつり、立会者も助産婦から医師へと移行していくこととなる。病産院での出産率（施設内出産率）は、昭和二十二年（一九四七）には二・四%であったが、三十年には一七・六%と、増加し始めていることがわかる。

また、産児制限・計画出産の必要性が認識されるようになり、二十七年に受胎調整指導員制度が設けられ、厚生大臣の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を修了した助産婦、保健婦または看護婦が受胎調整の普及を促進することとなった。受胎調節実地指導員は各家庭を足でまわり、母子保健・家族計画の教育や普及活動につとめた。

二十二年に「児童福祉法」が制定され、児童福祉施策の充実のために、妊産婦乳幼児保健指導要領、児童福祉施設最低基準などが作成された。福祉法制定直後の二十三年の段階で、保育所は全国で一七八七カ所、入所児童は約一六万人に過ぎなかったが、その後二十年代から三十年代に特に公立保育所を中心に整備が進められた。幼稚園の就園率を見ると、二十三年に七・三%、二十七年には一二・一%、三十年には二〇・一%にまで上昇している。夫婦共働き家庭の増加にもなつて、徐々に育児は家庭だけでなく、保育所などの施設でも行われるようになっていった。

最後に

以上が第十一回特別企画展「戦中・戦後を生きた女性たち ―妻として母として―」の概要である。女性を中心とした特別企画展は今回が初めてであったため、個々の内容について深く触れられているとはいえず、また、取り上げた年代についても昭和二十年代末までである。

戦中の尋常小学校（国民学校）以上の女子教育の状況や、婦人会の活動などについては今回取り上げておらず、また、女子の進学率や、出産や育児を取り巻く状況は、三十年代から四十年代にかけて大きく変化をとげているので、それらは変化の兆しが見え始めたあたりまでしか紹介できていない。

今後も、今回取り上げられなかった事柄を含め、女性の暮らしに関して調査をすすめ、常設展示や特別企画展などで紹介していきたい。

（昭和館学芸部 佐藤綾子）

【引用・参考文献】

一 番ヶ瀬康子他編『日本婦人問題資料集成 第六巻 保健・福祉』ドメス出版、昭和五十三年

北河賢三『日本の歴史 現代 戦後の出発』青木書店、平成十二年

牧野修二『母子保護事業』『社会事業講座 第五巻』福祉春秋社、昭和二十六年

『昭和日本史 4 太平洋戦争前期』暁教育図書、昭和五十一年

労働省編『労働行政史 第一巻』労働法令協会、昭和三十六年

法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態 日本労働年鑑 特集版』東

洋経済新報社、昭和三十九年

女性史総合研究会編『日本女性生活史 五巻 現代』東京大学出版会、平成二年
和歌森太郎編『新版 日本生活文化史 第十巻 軍国から民主化へ』河出書房新社、平成五年
窪田空穂編『この果てに君ある如く——全国未亡人の短歌手記』中央公論社、昭和二十五年
植村環『いとし子と耐えてゆかむ』主婦之友社、昭和二十七年
日本遺族会編『いしずえ 戦没者遺族の体験記録』昭和三十八年
追憶編集委員会『追憶 西宮市民の戦争体験記』西宮市遺族会他、平成五年

『生きる 戦時下しばた市民の記録』戦時下の庶民史刊行会、昭和五十七年
産業経済新聞社編『声なき声を語り継ぐ』新潮社、平成八年
『日本の教育統計 昭和二十三年—四十年』文部省調査局統計課、昭和四十一年
総理府統計局『日本統計年鑑』日本統計協会
『婦人年鑑』日本婦人新聞社
『毎日年鑑』毎日新聞社
『完結昭和国勢総覧』東洋経済新報社、平成三年